

支援業務諮問委員会（第8回）議事概要

1.開催月日 平成20年9月18日（木）14:00～16:00

2.場 所 社団法人電気通信事業者協会 第2会議室
（東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4F）

3.出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

加藤薫、加藤徹、河村真紀子、久保忠敏、齊藤忠夫（委員長）、鈴木良之、
関口博正（副委員長）、長尾毅、中川裕、平澤弘樹、村尾和俊、弓削哲也
以上12名

【社団法人電気通信事業者協会】

坂田紳一郎（専務理事）、久和野泰之（支援業務室長）

4.議題

- (1)番号単価の算定について
- (2)新番号単価の適用の時期について
- (3)交付金の額及び交付方法の決定及び総務大臣への認可申請について
- (4)負担金の額及び徴収方法の決定及び総務大臣への認可申請について

5.審議経過の概要

[開会]

委員長 只今から第8回支援業務諮問委員会を開催します。先ず、出席者の定足数の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 委員12名でございますが、全員ご出席ということで委員会は成立いたしております。

委員長 続いて資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・議事次第
- ・委員名簿

- ・ 諮問書
- ・ 確認書
- ・ 資料 1
- ・ 資料 2
- ・ 資料 3
- ・ 資料 4
- ・ 資料 5 - 1 及び 2
- ・ 資料 6
- ・ 資料 7

以上が資料の全てになります。

委員長 皆様よろしいでしょうか。もしよろしければ、議事次第に従いまして、諮問事項 1 件目としまして番号単価の算定についてご審議します。事務局から資料 1 のご説明をお願いします。

事務局 まず、1 番目の番号単価についてご審議いただきたいと思います。番号単価の算定の前に、後ほどご審議いただく交付金・負担金の額等の認可申請について、NTT 東西の方から補てん対象額の報告、決算書の原価等の資料を頂戴しており、その中身について適正かどうかを公認会計士の 2 名の方に監査をいただいておりますので、適正であるご判断をいただいておりますので、それを含めてご審議いただきたいと思います。

それでは、資料 1 よりご説明させていただきます。番号単価の算定についての横書きのカラーの資料ですが、表紙をめくり 1 ページをお開き下さい。平成 19 年度における NTT 東西のユニバーサルサービスの収支表がございます。これは既に NTT 東西の方から報道発表されたもので、いわゆるユニバーサルサービスに係る費用の L R I C (エルリック) モデル適用前のデータでございます。私どもの算定には、L R I C モデルを適用していただいたデータを基に算定しますが、その前のいわば生のデータです。NTT 東西の赤字額が表の下部に記載されておりますが、NTT 東日本が 7 1 8 億円、NTT 西日本が 5 3 6 億円と赤字を計上されておりますが、東西合わせて 1, 2 5 4 億円の赤字でございます。昨年度が 8 4 9 億円でしたので、4 0 0 億円強の増加となっております。NTT 東西それぞれ加入電話と一種公衆電話について、収益から費用を差引いた額が計上されております。加入電話については、NTT 東日本が 4, 4 1 6 億円の収益に対しまして、費用が 5, 1 0 9 億円となっており、6 9 3 億円の赤字になっており、同じく NTT 西日本は 4, 4 5 8 億円の収益に対して、費用が 4, 9 7 7 億円となっており、5 1 9 億円の赤字となっております。一種公衆電話につきましても同じく東西さん共に赤字となっております。ただ、下部の前年度比を見ていただくとお分かりになるとと思いますが、いずれにしても赤字でございますが、収益が

前年度に比べ減少しております。費用のほうもそれに比例しております。NTT東西合わせていずれにしましても1,254億円の赤字ということになっております。このデータからLRICモデルを適用して具体的な補てん額を算定する作業になります。

資料の2ページをご覧ください。こちらのデータはLRICモデルを適用して具体的な補てん対象額を算定したものを簡単に表にまとめたものです。内容としては、加入電話と次のページは加入電話の緊急通報となります。まずは、加入電話の基本料でございますが、表が二つに分かれておりまして、上の表はLRICモデルを適用して加入電話の全部の回線の赤字額を出しています。下の表は、その全部の回線の中で高コストの4.9%の回線を求め、さらにこの4.9%について昨年度の規則改正で全国平均費用を上回る額、具体的には全国平均コスト+2と改正されましたが、その費用を計算しまして、補てん額を算定しました。加入電話の全体的な収益の状況ですが、LRICモデルを適用しますと、収益につきまして、NTT東日本が4,407億円、NTT西日本が4,446億円という金額でして、費用が管理部門と利用部門合わせましてNTT東日本が5,128億円、NTT西日本が5,274億円と差引いた額がそれぞれ721億円、828億円と合わせて1,549億円の赤字となっております。資料中央部分に参考としまして加入電話の回線数を記載しておりますが、NTT東日本は2,048万回線、NTT西日本は2,100万回線とあわせて4,148万回線となり、これが、加入電話の全ての回線数となり、この回線数からコストの上位4.9%を求めて赤い矢印で示してありますように、NTT東日本については101万回線、4.9%のうちの2.4%の回線がNTT東日本に該当します。NTT西日本の方は、102万3千回線、4.9%のうちの2.5%の回線がNTT西日本に該当し、両方合わせて203万回線が全体の4.9%に該当します。この4.9%の回線のうち右側に参考としてグラフが記載されておりますが、全国平均費用、計算して割り出すと月額2,090円となりますが、これを超えるものが一昨年前までの補てん対象となる規定でしたが、昨年より規則が改正され、この全国平均費用に2をプラスした額(基準単価)計算しますと月額3,423円となりますが、この基準単価を超えるものが、補てん対象となります。

具体的には、同ページ下表のとおり基準原価を上回る額を算出、その結果、NTT東日本が86億円、NTT西日本が51億円、NTT東西合計、加入電話の基本料は137億円が補てん対象額となります。資料1ページのユニバーサルサービス収支表と比較しますと1,254億円の赤字に対しまして、加入電話の基本料に関しましては、137億円が補てん対象となります。

それから、次のページの加入電話の緊急通報、いわゆる110番・119番等に使用した原価等に関しては、収益はゼロで費用だけですが、NTT東日本は4億円、NTT西日本2億7千万円で合わせて6億8千万円となり、先程と同じく上位4.9%の高コスト地域を算出すると、NTT東日本は42百万円、NTT西日本は19百万で

合わせて62百万となり、これが加入電話の緊急通報の補てん対象額となります。

次の4ページ的一种公衆電話につきましては、高コスト地域というのはございませんで、全ての一种公衆電話の赤字額が補てん対象額となります。市内通話につきましては、収益から費用を差し引きまして、NTT東日本は21億円、NTT西日本は20億円で合わせて41億円の補てん対象額となります。離島特例につきましても、NTT東日本は3百万円、NTT西日本は7百万円で合わせて1千万円が補てん対象額となります。

次の5ページが一种公衆電話の緊急通報ですが、NTT東西それぞれ百万で合わせて2百万が補てん対象額となります。

以上申し上げましたものを合計しますと、次の6ページの補てん対象額と番号単価の資料内容のとおりになります。具体的にはNTT東西の補てん対象額をそれぞれ合計しますと、180億4千万円となります。番号単価を算定する上では、資料6ページ下部のとおり補てん対象額と支援業務費を合計した額が番号単価算定計算式の分子の数字となります。番号単価算定に反映される支援業務費は65百万円ですが、平成20年度の予算上は8千31万1千円で、前年度の繰越額が1千5百21万4千円となっており、差し引きますと6千5百9万6千円となります。一方、番号単価算定の分母については、負担対象事業者の利用電話番号の総数で、規定上6月末の数値とさせており、この電話番号の総数1億8千6百15万2千番号を適用して、12月で割りますと8.104863という数字が算出されます。規定上小数点以下四捨五入になっておりますので、合算番号単価は8円となります。

更に、適格電気通信事業者ごとの番号単価を算定のこととなります。具体的には合算番号単価8円をNTT東西ごとの補てん対象額で案分します。

その結果は、資料6ページ下表のとおりで、NTT東日本は4.77488383円、NTT西日本は3.22511617円となります。規定に基づき小数点第9位を四捨五入し、小数点第8位までをNTT東西の番号単価として次年度からの負担金の徴収に適用のこととなります。

この番号単価は、規定上、来年の1月から6月まで適用される予定です。7月からは4月に算定する修正番号単価を適用のこととなります。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問・ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

構成員 資料1の3ページ目ですが、参考の加入者電話回線数の前年度比増減欄+365になっているが、365の間違えではないでしょうか。

事務局 大変失礼いたしました。+になっておりますが、 の間違いです。訂正させて

いただきます。

委員長 こちらは 365 ということですね。そうすると、 と+というのは何をあらわしますか。そのとなりの欄の+というのは、どういうことでしょうか。

事務局 この+というのは、赤字額が縮小したということなのですが、今年度の赤字額が 684 百万に対しまして、前年度の赤字額が 845 百万ということで、赤字が縮小しているということでマイナスではなくプラスということです。

委員長 よろしいでしょうか。

他には何かございませんか。

それでは 2 番目の新番号単価適用の時期について事務局よりご説明お願いいたします。

事務局 諮問事項の 2 件目でございます。

新しい番号単価 8 円の適用時期についてですが、横長のカラー刷りの資料 2 をご覧下さい。今回算定した番号単価に基づいて総務大臣に平成 21 年度の交付金及び負担金の額等の認可申請をするわけですが、この新番号単価の適用時期についての諮問でございます。

資料 1 枚目は新番号単価の適用の時期等について関係規定に基づいて、負担金の額等の認可申請のなかで、どのような形で認可申請するのかを簡単に整理したものです。今、適用しております 6 円の番号単価にも同じことが言えるのですが、本年の 1 月から 12 月まで適用ということで、負担金の額 136 億円、内訳は補てん対象額 135 億 6 千万と支援業務費 6 千 7 百万円で番号単価 6 円を適用して、現在 12 月の最終算定月に向けて負担金の徴収をしているところです。平成 20 年度分の負担金等の認可申請につきまして、1 月にはじまりまして 12 月終了予定ということで申請をし、認可を頂いております。

従って今回認可申請する平成 21 年度分につきましても、平成 20 年度の認可の内容との継続性が必要で、平成 21 年 1 月から 12 月を最終算定月予定と基本的には 12 ヶ月間で番号単価 8 円を適用し、負担金として集めるべき金額は 181 億 5 百万円で認可申請をさせていただくこととなります。

この最終算定月という制度上の位置づけですが、算定等規則第 27 条に、月々の徴収額が負担金の額を超える月を最終算定月とすると決められておまして、予定では 12 月なのですが、電話番号数の伸びによっては、最終算定月が前後することになります。これは電話番号数の伸びに応じて柔軟に対応できるよう制度上、配慮されているということです。

次のページをご覧下さい。番号単価適用の実績ですが、先程ご審議いただき番号単

価につきましては、一番右のとおり3年目に入ろうとしているところです。初年度の19年度につきましては、番号単価7円で1月から12月最終算定月予定、負担金の額153億を徴収することとして認可を受け、平成19年1月利用分から徴収を開始し、予定どおり12月利用分の徴収をもって終わっておりますが、平成20年度への負担金繰越を8千9百万円行っております。

平成20年度は、翌1月利用分から新しい番号単価6円を適用し負担金の額136億を12月最終算定月見込みで集めているところですが、番号数の伸びが鈍化しており、負担金の額を12ヶ月間では、集めきれないのではないかと危惧しております。

もし、12月予定の最終算定月において予定の負担金の額を集めきれないようなことになると、6円の番号単価を適用して、平成21年1月まで平成20年度分の負担金の徴収を続ける必要が生じるため、新しい番号単価8円の適用は、1ヶ月遅れの平成21年2月利用分からとなろうかと思えます。それについては次のページにまとめてみましたのでご覧下さい。

平成20年度分の最終算定月の見込みについてですが、平成20年1月利用分から12月利用分までの12ヶ月間で136億2千8百万円という負担金の額を月々徴収してきておりますが、番号数の伸びの鈍化などから12月利用分までの徴収見込額は134億1千5百万円で、前年度の繰越額8千9百万円加えても1億2千3百万円程不足となる見込みです。従いまして算定等規則では当該年度の負担金の額を集めきった時が最終算定月という位置づけになっておりますので、12月で終わるところを1月まで番号単価6円で負担金を徴収しなければならないこととなります。負担金の額を12ヶ月間では徴収しきれないという原因ですが、資料にも記載させていただいておりますが、一つは番号の伸びが鈍化してきていることが挙げられます。平成19年度年度の年間の番号数の伸び率は1.95%、これに対し平成20年度は1.75%の見込みで、毎月の伸びが鈍化しております。もう一つは、番号単価算定の際の小数点以下の切捨の数字の影響です。平成20年度の番号単価6円の算定では6.2円と算出され、0.2円を切捨てとし、切捨て率が3.33%となっております。一方、平成19年度の番号単価算定時の端数処理は、7.1円の算定額で、切捨て額は0.1円、切捨て率は1.42%でした。いわば、平成20年度は番号の伸びが鈍化しており、且つ切捨て率も大きくなって、ダブルで効いてきていることが原因と言えます。4項をご覧下さい。対策となっておりますが、総務大臣への認可申請は規定上あくまでも淡々と平成21年の1月予定とそれから最終算定月が同年の12月の予定としております。総務省におきましては、この認可申請を受けてご審議いただき、最終的には11月下旬くらいに認可を頂けるいただけものと思えます。支援機関としては新番号単価の適用時期が平成21年2月になることを認可後速やかに新聞広告等で具体的に明らかにしていくことを考えております。これを受けて負担対象事業者は、お客様へのご説明をされたり、システムを改定して請求書の金額を変えたりとの作業に入られるのだらうと思われま

す。時期的にはギリギリではないかと思っております。認可申請後の報道発表については、あくまで認可申請の内容に沿った中身ですので、来年の1月から12月までの予定ということで報道発表させていただきますが、実質的に認可後なるべく早くに新番号単価8円の適用時期は2月からというのを支援機関でオープンにし、意思の疎通を図ってまいりたいと思います。私どものホームページにも負担金の徴収状況及び徴収率も明記して12ヵ月では予定の負担金の額を集めきれないことを情報開示してまいりたいと考えており、制度の安定運用に努めてまいりたいと思います。こういったことを含めてご答申いただければと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明についてご質問・ご意見はございませんか。

ルール上は、この180億円を集めなければならないわけですね。それを12で割った8円を毎月集めていくということですね。

事務局 具体的な徴収方法は、毎月総務大臣の方から毎月末に利用電気通信番号の通知をいただきまして、その通知に基づいて負担金を集めていくことになります。今回の算定には、平成20年6月末時点での使用番号数を用いたわけですが、当然その間にも番号数の伸びがある関係で、番号単価算定時に番号単価の整数未満について、切捨てをしても毎月の番号数の伸びで切捨て分をカバーできると考えていたわけですが、その伸びが鈍ってしまいますと切捨てた金額が響いてきて徴収予定の負担金の額を集めきれなくなってしまうと思います。

委員長 12月で集めきれないならば、毎月集める金額を調節して、来年は12月で集められるようにするというのは、ルール上はダメなのですか。

事務局 関係省令等できちっと規定されておりますので、それはできないです。

委員長 それでは、平成21年度は1月で終了するが、何年か後には2月、3月になるというおそれもあるのでしょうか。

事務局 制度的には、電話番号数の増減を踏まえ、修正番号単価を算定して7月利用分から適用していく制度となっており、前年度は13ヶ月の徴収期間に対し、次年度は11ヶ月で終わるような、トータルで2年かけて年間の整合性が図られる仕組みになっておりますので、年度の終月が年々後ろにずれていくようなことは無いと考えます。

委員長 修正番号単価というのは、LRICでお金を勘定しなおすのですよね。

事務局 そうではございません。1年間のうちの半年で集めた負担金の額に対し、残りの半年で集めるべき負担金の額をそのときの総番号数で割って算出されたものです。

委員長 その切捨て額が四捨五入で大きくなり、修正番号単価でうまくいけば非常に楽観的かもしれないが、12月で終わるかもしれない。

事務局 この資料はあくまでも予測値でございますので、修正番号単価が実際どうなるかはわかりません。まだ具体的には数字がでていないわけではないので直近になってから算定結果に基づきご審議いただきたいと思います。

委員長 今後、電話番号というものがどのように使われていくのか、IP化になっても電話番号はつけられると思います。携帯電話についてもあんまり増えなくなったというのも番号数の伸び率に影響があったということになるのでしょうか。買い替えの頻度の問題で番号数とは関係ないような気もするのですが……。どうなのでしょう。

構成員 全体の盛り上がりがなくなってきているようです。

委員長 携帯電話は一部の国では、人口の1.5倍くらいあるようで、日本では人口からすると携帯普及率が世界全体の51位で、世界的には少ないですね。

それでは、この新番号単価の適用時期は2月からになるということによろしいでしょうか。

副委員長 現行制度上は、今回は最終選定月が1ヶ月ずれ込むことになると思いますが、今後もこのように最終算定月がずれていいかどうかは考える必要がある。運用してみて初めて零コンマの世界がでてくる。もし、これが12ヶ月できっちり終わるように12月で実数の帳尻を(価格を)含めるような形にして清算が可能ないように直したほうが事業者の方々が良いのであれば、今後の課題としては、諮問委員会等からその旨の修正をかけていただいて、ユニバ委員会等で修正をご審議いただくことは充分可能であると思います。どこかが声をあげないと現行制度が続いていけないと思います。最終算定月の今の考え方を継続するか、12ヶ月で精算しきってしまうかたちにするのがいいのか、一度検討していただくような場を設けていただいた方がいいかもしれません。

委員長 お金を集める話だから、もしまじめにそうするのだったら、年の途中で集める

金額を変えろというような話になりますね。

委員長 今修正番号単価で調整するようなかたちにはしていますが、それにしてもここでも予測が働いていますから、きっちり合わせようとしたら12月末で実数に合わせるしかないですね。実務的な問題で、制度の本質をいじる話ではありません。ただ実際に徴収される事業者の方達が、番号を使用している利用者達に対する周知広報を含めて或いは請求書等の回収でやりにくいようであれば直すべきであって、どこの場で直すかは適宜考えていかなければならないと思います。

委員長 ルールをつくるとか、例えば1ヶ月分くらい年度送りするような、そこで切っ
てしまわないで、貯めておけるような方法はないかどうか。

副委員長 一応繰越しはあります。徴収しきれないとその単価のままでいかないといけ
ない。

委員長 繰越額はわずかですよ。

構成員 事業者から見ればそれはどちらでもいい話です。根本的にユニバーサルサービ
ス制度の問題そのものを対応できるようにしていただきたいというのはあります。

委員長 その細かい1円とか零コンマとかの話をお客様にお知らせしなくてはならない。
その費用もかかりますよね。12ヶ月で終わるはずのものが13ヶ月になるのも気持ち
悪い。どうすれば、お客さんに分かり易く説明でき、理解をいただけるか、という
のもありますね。

本質的にまずいことがあるようだったら、直す必要がありますね。どういうことが
運用上、事業者様がお客様に説明することも含めて支障があるのかハッキリすれば、
制度の手直しをお願いすることがある。

事務局 実務的に負担対象事業者から声が寄せられておりまして、終わる月が不確定で
あって、新番号単価の適用が、最終算定月の1ヶ月前にならないとわからないようにな
っているの、そこを明確にできる仕組みを考えていただけないだろうかということ
です。ひとつは、お客様への説明が値上げになった場合は事業法第26条の説明義
務がかかるので、なるべく早くきっちり説明をしたいということです。ユニバーサル
サービス制度の場合の負担金の徴収は、一般利用者に直接的ではないけれども、ほと
んどの事業者がユニバーサルサービス料を設定しているの、そのような声がかかり
寄せられております。1千万人以上のお客様がいらっしゃる事業者様がいますので、

各事業者様がお客様への請求書等や説明書の封入などに2～3ヶ月前から準備を進めなくてはならないところもありまして、認可申請と同時くらいに最終算定月をどうにかわかるような仕組みにしていだけないだろうかと強い意見が寄せられております。とりあえず今の制度でできるのは、認可後なるべく早く新番号単価の適用時期に関するメッセージを送るのがギリギリのところですが、それぞれの事業者様のお客様対応からすれば、先ほど、委員長・副委員長からもお話がありましたように、何か支援機関として総務省にお願いするような道が開ければ、総務省でもそれを受けていろいろと検討する機会を持っていただければ、むしろありがたいことです。

事務局 TCAとしては規定通りやるだけですがけれども、公式に13ヶ月になるっていうことが発表される時期が、どうしても遅れてしまうので、TCAの会員事業者からもTCAの内部負担でやれないか、というような意見も寄せられております。

事務局 現在のところギリギリの範囲内でやっていくしかありません。制度上どうしようもないので、この点をご理解いただきたいと思います。

委員長 制度の精神というものがあって、できるだけ透明に算出したいというのがあります。きっちりとそのときの費用で計算したいということで透明性を失わないというのがとても重要ですね。

今の制度では新番号単価の適用時期が本当にわかるのが1ヶ月前ということですね。

事務局 制度の仕組みからいいますと最終算定月の前月にならないと明確になりません。総務大臣から11ヶ月目の電話番号数の通知を頂いた時にあとの1ヶ月でどのくらい不足かというのがそこで初めて明確になります。確かにそれが透明性からすると透明ですが、実際に明確になるのが、最終算定月の前月、つまり11月利用分の負担金請求月である2月末になりますので、それがわかったところで既に2月に入っていて、新番号単価の適用時期は過ぎているわけです。制度上からはなかなか運用できないので認可直後にあくまでも予測値ではありますが、お知らせしたいと思います。

委員長 予定する最終算定月の2ヶ月とか3ヶ月の間の問題ならば検討の余地があるように思いますが……。事務局はそのへんの意見をとりまとめて、或いは皆様からご意見いただいて、今回の運用についての報告をさせていただき、それをまた当局でご検討いただく可能性があるということによろしいでしょうか。

それではこの話はこれで。ありがとうございました。

次に、交付金・負担金に関する認可申請について、資料3・4と続けてご説明いたします。

事務局 番号単価の算定等でご審議いただきました補てん対象額につきまして、交付金の額および交付方法、負担金の額及び徴収方法についてご審議をいただきたい。お手元の資料3 資料4 が本日ご答申いただければ認可申請をさせていただく申請書の内容そのものです。交付金の額、負担金の額につきまして具体的な金額の明示はありませんが、昨年と同じように計算式だけになっております。

資料3 をご覧頂くと交付金につきましてN T T 東・西ともに同じ計算式になっておりまして、細かい計算式が記載されておりますが、N T T 東につきましては補てん対象額から自己負担額を引いた額が交付金の額となり、計算式の中に盛り込まれております。それから計算のルールが示されています。4 ページ以降は交付方法等が記載されていて昨年度と同様になっております。

それから、負担金関係の認可申請につきましても、N T T 東日本・西日本それぞれの該当する部分の負担金の計算方法等の細かい計算についてそれぞれ解説をつけております。番号数の延びに応じた負担金の額をどういうふうに集めるか、それから最終算定月の1 2 ヶ月目の計算方法等、前年度の残余额に対する計算方法等を3 つの用途を加味した計算方法になっております。なかなか金額を明示できないというのは、先ほど申し上げたように毎月の番号数に応じて負担金を計算しているためです。具体的な徴収方法等は5 ページ目以降に明記しておりまして、納付手段は銀行振り込みで行うことや毎月負担対象事業者に通知をすること、それから納付期限は毎月2 5 日までとすること、延滞金の適応等について、またセキュリティ対策等についても個人で現金は引き出せないようになっていたりとか特定の口座にしか動かさないようなシステムになっていたりとかしています。この内容につきましては、昨年度一昨年度の内容と同様です。

委員長 数字がでているのは、資料1 ででている数値をそのまま反映しているということですね。

事務局 そうです。番号単価と補てん額等は先ほどご説明した中身と一致しております。

委員長 年度の後半になって、この申請の最終算定月も変わってくるかもしれないですね。

事務局 最終算定月もあくまでも1 2 月予定というかたちで、後ろにずれるかもしれないので予定と明記してあります。

委員長 それではよろしいでしょうか。ご意見はございませんでしょうか。

よろしければ、この4件の諮問事項について答申書案をお配りします。この答申書案のとおり答申のことといたく考えます。

委員長 次に報告事項ですが、3件程ございます。事務局から続けてお願いいたします。

事務局 まず、決算関係ですが、既にホームページ等にはオープンにしておりますが、前回開催の諮問委員会では、皆様には概算でご報告させていただいておりましたので、改めて決算額をご報告させていただきます。

TCAでは、一般会計と特別会計とに分かれておりまして、ユニバ関係は特別会計ですので、この特別会計のみをご報告させていただきます。

交付金の交付、負担金の徴収、支援事務が一体となっておりますので、金額的には非常に大きくなっております。事業活動収入の部の負担金収入は、予算額126億7千3百万に対しまして、決算額127億8千6百万円になり、これはNTT東西の自己負担分を除いた現実に徴収される負担額でして、予算額に対して決算額が大分増えています。予算額は予算を作る段階で直近の電話番号数からNTT東西の自己負担額を予測しまして、それ以外に現実に入ってくる負担金の額を推計で計上しております。決算額の金額が増えているということは、NTT東西の自己負担額が少なくなって、その分他の負担対象事業者からの徴収する金額が増えていることとなります。NTT東西の使用番号数の伸びより他の負担対象事業者の使用番号数の方が伸びていることとなります。現実に現金で入ってくる金額が増えていることとなっております。

事業活動支出については、NTT東西に交付した金額126億6千2百万円が大部分を占めています。それ以外の支援事務費は、給料手当て・会議費等含めて借入金で賄っております。この借入金は借入金収入の6千850万円となっており、平成19年度の支援業務費の元となっております。この6千850万円で、給料・会議費等全ての支出をしています。負担金収入で入ってくるものについては、交付金や支援業務費の昨年度借入金の返済支出1億2千353万円に当てられます。交付金の交付と支援業務費の借入金としてトンネルで出て行きます。次期繰越額としては一番下に記載がありますように1,521万4,652円となっております。これは、借入金の6千850万円を借り入れて支援業務費として使った中で、節約をして余った額です。下から3番目の当期収支差額765万円は、6千800万円借り入れて運用して今年度余った額です。また前期繰越収支差額750万円というのが同じように前年度に余っております、トータルで1千521万円が次期繰越額となっております。

負担金の収入については、先ほど申し上げた余分に集まった8千9百万は、財務諸表の中で前受金、前払金で処理をしておりますので、次年度の収支計算書の中に反映されることとなります。

続いて、資料5-2をご覧ください。負担金と交付金の19年度の状況でございます

が、1 ページ目の一番上に負担金納付額とございますけれども、表の右側に N T T 東西の自己負担額を含めた額とありますが、これが平成 1 9 年度に N T T 東西の自己負担分を含めた負担金の総額として 1 5 3 億 1 百 4 7 万円、未納はゼロです。合計額の下に括弧書きで翌年度繰越額別掲とあり、8 千 9 0 8 万 8 , 2 7 3 円が翌年度へ繰越される負担金の繰越額となります。同じようなかたちで交付金についても、次年度分として、既に交付しています。負担金が多く集まった関係でそれをそっくりそのまま交付金として交付され、かつ、一部は支援事務費として次年度に繰り越されています。交付金の交付につきましても、N T T 東西の自己負担分を含めて合計で 1 5 1 億 7 千 7 百万円全て交付しております。その他に N T T 東西それぞれに 4 千 4 百万を前払いで次年度分として交付しております。負担金として預金にプールしておくのではなく、前払いで交付をしております。それから支援事務費につきましても、1 億 2 千 3 百万の借入金の分を負担金収入から返済しております。さらに 4 3 万 7 千 5 9 1 円を次年度の支援事務費として繰り越しています。この繰越金については、いずれにしても財務諸表に前払い金、前受け金として処理しており、次年度の収支計算書に反映されるものであります。

次のページは交付率等を明記したものです。月々の番号数と交付率・徴収率等を明記しております。

次に資料 6 についてご説明いたします。今年新たな取組みとして、周知広報の一環としまして、夏休みの時期に親子見学会を実施しました。主旨としましては、ユニバーサルサービス制度の周知をすることで、親子対象とし世代を超えて制度の内容を深めていただくこと、合わせて報道機関による P R 効果等を期待して開催させていただきました。ここには記載されていませんが、主催は総務省と地方局と支援機関で開催し、N T T 東西にご協力をいただきながら成功裡に終了いたしました。開催場所は仙台と福岡です。それぞれの施設見学先は N T T 東日本、N T T 西日本と県警本部の 1 1 0 番通信司令室です。これは、緊急通報等もユニバーサルサービスの対象となっている関係で参加者にご理解いただくためにご協力いただきました。具体的な内容としましては、午後 1 時から夕方まで開催し、前半の 1 時間ほどをユニバ制度関係の D V D を観ていただき、N T T 東西が作成したユニバーサルサービスの維持という視点のもの 1 0 分程度と支援機関で作成したユニバ制度の概括的なもの 2 0 分弱程度の D V D を観ていただき、残った時間で質疑や意見交換をしていただきました。当日それぞれの会場に審議会の長田先生と高橋先生にご出席いただき、ご挨拶をいただいたり、意見交換等に加わっていただいたりと非常に有意義なものとなりました。それから後半は 3 時間かけて貸切バスをチャーターしまして、それぞれの会場にバスで移動し、N T T 東西のとう道や交換機施設を見て頂き、緊急用の衛星移動システムや仙台については 1 7 1 の伝言ダイヤル等のデモ等も行い、また、県警の 1 1 0 番の通信司令室を見学しました。参加者は 1 台のバスに乗り切れる人数ということで人数制限し

まして、親子と報道機関で50名になるように調整し、仙台が13組23名、福岡が15組34名ご参加いただきました。それとともに報道機関としてNHKのテレビ或いは新聞社等に取材をいただきまして、それぞれ当日の夕方にローカルニュースで放映されたり、新聞につきましても写真入で記事が掲載されたりしました。ある程度PR効果もあったと思います。実施結果ということでアンケートをとらせていただきまして、概要ではありますが、参考までに資料に加えております。ユニバーサルサービス制度をどの程度認識されていたかというところですが、地元のお父さんお母さんと半々くらいの参加でしたが、知らなかったとよく知っていたあるいは何となく知っていたのと大体同じくらいの数でして、このような催しについては、大変よかったというのがだいたい8割くらいでして、あまり良くなかったという意見につきましては内容が難しかったというのがありました。制度の説明内容については、良くわかった、何となくわかったが8割くらいである程度ご理解いただけたのではないかと思います。それから施設見学の感想なのですが、とても好評でして、NTT東西のご尽力等もいただきながら、うまくいったのではないかと思います。特にNTT東西のとう道、県警の110番通信司令室については、ほぼ全員が見学できてよかったという結果が出ています。代表的な意見として、ほとんどの方から個別の意見をいただいておりますが、3つ程あげさせていただきます。まず、個人ではなかなか行けない施設だったので関心があった。作成したDVDを学校等で活用等できないか、或いは図書館にあるとユニバのPRにもなるのではないかという意見を頂戴しております。また、子供が参加したという点ではDVDの説明はちょっと難しかったのはあるが、終わった後に子供同士でフリーディスカッションすれば理解が深まったのではないかという意見もありました。対象を小学校の5・6年生としたが、中学生まで広げたほうがよいのではないか、或いは小学生ももう少し広げたほうがよいのではないかという意見もいただきました。

資料7についてご説明させていただきます。これまでご審議いただきましたことも含めてスケジュールとして整理しております。本日ご審議いただいた後、来週月曜日の22日に総務大臣に認可申請させていただきます、それに合わせて報道発表させていただきます。

委員長 報告事項について何かご意見・ご質問はございますか。

また、それ以外に何かございますか。よろしければ、これで終わりにします。どうもありがとうございました。

以 上